

# 石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

社団法人 石膏ボード工業会

1. 現在の石膏ボード製品には、一切アスベストは使用されておられません。
2. アスベストを含有していた製品の種類、時期、量
  - 1) 過去のごく一部の特殊製品（不燃積層石膏板等）にアスベストが使用されていたものがありました。対象製品は昭和45年～昭和61年までに製造されたものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱であります。尚、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておりません。
  - 2) 下記～の製品に約1重量%、～の製品に約1.5重量%、印の製品については、約4.5重量%含有しておりました。尚、使用されたアスベストは白石綿です。

製品名	防火材料認定番号
9mm厚準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
9mm厚化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
7mm厚アスベスト石膏積層板	第1012号
9mm厚アスベスト石膏積層板	第1013号
9mm厚グラスウール石膏積層板	第1014号
9mm厚不燃石膏積層板	第1004号
7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード	

判別方法は、下記追記参照。

### 3. 判別方法

上記～の石膏ボード製品は、厚みと石膏ボード製品の裏面に表示されている製品名と防火材料認定番号から判別することができます。

### 4. アスベストを含有する石膏ボード製品は、特別管理産業廃棄物には該当しません。

#### 参照法令

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条の4第5号
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第1条の2第7項

### 5. 解体時の留意点

解体現場では労働安全衛生関連法規を遵守して下さい。

### 6. 廃石膏ボードのリサイクルについて

上記アスベストを含む廃石膏ボード製品はリサイクルできませんので、管理型処分となります。

### 追記

吉野石膏㈱の昭和52年～昭和61年までの吉野耐火ウォールA又はBに使用されておりました厚さが15mmでコア中に網の入った製品が該当します。但し、当該製品はボード裏面にJISマーク及び不燃材料認定マークが印刷されておられませんので、マークの印刷がないものが該当します。

2005年8月9日  
日東石膏ボード株式会社

### 石綿含有製品の製造実績の調査結果について

日東石膏ボード株式会社（本社：青森県八戸市、社長：坂井隆）では、現在の弊社製品（タイガーボード、ニットーせっこうボード、目地処理材、その他の各種製品）には石綿は使用しておりませんが、過去に一部の製品で石綿を使用したものを製造・販売していました。製品に関する情報は、以下の通りです。

#### 1. 石綿の使用状況

対象製品	製造時期 (製造量)	石綿の 種類	石綿 総使用量	石綿の使用形態
9mm厚アスベスト石膏積層板	1979年～ 1985年 (約100千枚)	白石綿	約17ト	表紙に石綿入り不燃紙を使用
9mm厚石膏ボード天井板 "シャイン"、"マイルド"	1977年～ 1981年 (約448千枚)	白石綿	約2ト	石膏板の表面印刷用塗料に石綿を混合して使用
目地処理材 "NSジョイントセメント" "ニットパテ" ペイント "ローレペイント"	1978年～ 1981年 (約650ト)	白石綿	約17ト	石綿を混合

#### 2. 健康調査

従業員及び退職者の健康調査を実施中ですが、現時点の調査では従業員ならびに元従業員の石綿に起因すると思われる健康被害（中皮腫）は報告されておりません。また、工場周辺住民の方々からの、連絡・相談も受けておりません。

#### 3. 今後の対応

今後、従業員及び元従業員の健康調査を更に進めてまいります。  
また、上記石綿含有製品の特定ならびに廃棄に関するお問合せ、あるいは上記目地処理材、ペイントをお取り扱いになられた方等へのご相談窓口を設けましたので、ご利用ください。

本件に関する相談窓口

日東石膏ボード株式会社 担当：兔内（とない）  
電話：0178-43-7191  
FAX：0178-71-1081  
E-mail：[nsb-sales@nifty.com](mailto:nsb-sales@nifty.com)

## 当社におけるアスベスト（石綿）含有製品について

法令の改正を契機に追加調査した結果を含め、過去のアスベスト（石綿）含有製品について、現時点迄の調査で把握できております内容を下記の通りお知らせ致します。

### 記

#### 1.現在の製造・販売状況について

**現在、当社ではアスベストを使用したせっこうボード製品は一切ございません。**

#### 2.過去におけるアスベストを含有した製品について

製造会社名	一般名	商品名	主な使用部位、 製品の寸法・特徴等	製造期間	識別防火材料 認定番号
該当製品の 社名表示 千代田建材工業 株式会社	アスベスト 石膏積層板	不燃シルク	用途 天井 寸法 9mm*455mm*910mm 表面 化粧柄塗装	昭和46年～ 昭和54年	不燃第1013号
	不燃石膏積層板			昭和54年～ 昭和61年	不燃第1004号
	アスベスト 石膏積層板	プラストーン エース	用途 天井 寸法 9mm*455mm*910mm 9mm*910mm*910mm 表面 型押し・塗装 型押し凹部白系色	昭和46年～ 昭和54年	不燃第1013号
	不燃石膏積層板			昭和54年～ 昭和61年	不燃第1004号
	アスベスト 石膏積層板	エースボード	用途 天井・壁 寸法 9mm*910mm*1820mm 9mm*910mm*2420mm 寸法 9mm*910mm*2730mm 表面 化粧無し (表面紙白系色)	昭和46年～ 昭和54年	不燃第1013号
	不燃石膏積層板			昭和54年～ 昭和61年	不燃第1004号
化粧石こう板	エースボードR (エースウォール)	用途 壁 寸法 12mm*606mm*2420mm 表面 化粧印刷	昭和52年～ 昭和56年	不燃(個)第1425号	

アスベストを抄き込んだ紙をボードの表面紙に使用していました。  
アスベストの種類は、白石綿(クリソタイル)で、使用された量は、約1.5%（製品重量比）で有ります。

#### 3.判別方法について

建物の設計図書等で、厚さ、不燃材料、防火材料認定番号、商品名、使用時期で特定できることが有ります。

設計図書などが無い場合、製品の裏面表示(防火材料区分、認定番号、製造日、JISマーク等)または表面意匠で特定できることが有ります。

尚、平成2年にチヨダウ-テ(株)に社名変更を致しましたので、製造時期との関連から現社名が表示されている製品は、アスベスト含有製品では有りません。

#### 4.アスベスト含有製品の健康への影響について

解体等で破壊等がなければ、一般的な使用下では空气中に飛散する恐れはないものとされています。  
現時点で、従業員、従業員の家族及び周辺住民等からの健康被害の報告は有りません。

#### 5.アスベスト含有製品の取り扱いについて

解体現場では、下記の法令等も含め労働安全衛生関連法規を遵守して頂きます様にお願い致します。

石綿障害予防規則（石綿則）（平成17年7月1日施行）

非飛散性アスベスト廃棄物の扱いに関する技術指針（平成17年3月30日 環境省通達）

尚、自治体または労働基準監督等の指導がある場合はこれに従って処理して頂く様にお願いします。

参考

1)アスベスト含有製品は、特別管理産業廃棄物には該当しません。

参照法令 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条の4第5号

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第1条の2第7項

2)上記アスベスト含有製品は、リサイクルできませんので、管理型処分となります。

#### 6.判別方法等の問い合わせ先

品質保証室 電話番号 059-363-5558 FAX番号 059-363-5553

開発本部 電話番号 059-363-5561 FAX番号 059-363-5562

当社におけるアスベスト（石綿）含有商品について

1. 現在の商品について

現在当社ではアスベストを使用した石膏製品はございません。

2. 過去のアスベスト含有商品について

アスベストを含有する商品とその製造期間は下表の通りですが、これらアスベストを含有する商品の生産量の割合は全商品の1%程度であり、殆どの商品にはアスベストを使用しておりませんでした。

製品の区分 (防火材料認定番号)	商品名	厚さ	アスベスト使用期間
アスベスト石膏積層板9mm (不燃 第1013号)	不燃タイガ - ボ - ド9 不燃ジプトーン 不燃マ - ブルト - ン	9mm	昭和47年7月 ~ 昭和54年5月
不燃石膏積層板 (不燃 第1004号)			昭和54年6月 ~ 昭和61年8月
石膏吸音ボ - ド (準不燃 第2006号)	準不燃 タイガ - ト - ン (不燃紙張り)	9mm	昭和45年7月 ~ 昭和54年5月
吸音用あなあきせっこうボ - ド (準不燃 第2019号)			昭和54年6月 ~ 昭和59年3月
化粧石膏吸音ボ - ド (準不燃 第2010号) (準不燃 第2014号)	ニュ - タイガ - ト - ン (不燃紙張り)	9mm	昭和50年12月 ~ 昭和59年3月
ガラス繊維網入り石膏ボ - ド	なし (耐火ウォ - ルA及びB 専用)	15mm	昭和51年4月 ~ 昭和61年6月

備考(1) アスベスト石膏積層板と不燃石膏積層板はアスベストを抄き込んだ紙を表面側に使用して  
いました。ボ - ド1枚当りのアスベスト含有量は約1.5%です。

(2) 吸音ボ - ド類はアスベスト紙を裏打ちに使用していた製品が該当します。

ボ - ド1枚当りのアスベスト含有量は約1%です。

(3) 最下段のガラス繊維網入り石膏ボ - ドは石膏中に約4.5%含有しています。

(4) アスベストの種類は全てクリソタイル(白石綿)です。

3. 判別方法について

設計図書等に記載された防火材料認定番号、商品名、使用(建築)時期などから特定できる場合があります。

製品の裏面に捺印された防火材料認定番号と製造日から特定することができます。

第2014号、第2019号及び第1004号は、アスベストを使用していない製品も同じ番号となる期間がありますので使用時期の特定が必要です。

ガラス繊維網入り石膏ボ - ドは、厚さが15mmで石膏中にガラス繊維の網が入った製品で裏面にJISマ - ク又は不燃材料認定マ - ク(不燃第1008号)の無い製品が該当します。

#### 4. アスベスト含有製品の健康への影響について

現在問題となっているアスベストによる健康被害は空気中に飛散したアスベストを吸引した結果発症したのですが、一般的な使用下ではアスベストを含む石膏ボードからアスベストが空気中に飛散する恐れはないとされています。

但し、建替え工事や改修工事でアスベストを含む石膏ボードを解体する場合はアスベストの飛散に対する注意が必要です。

#### 5. 解体時の留意点

アスベストを含む石膏ボードを解体する場合は粉塵が飛び散らない対策を施す必要があります。

アスベストを含む建材の解体工事に関する具体的な手順等は『非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適性処理検討会）』や『建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）』に記述されています。

#### 6. アスベストを含む石膏ボード廃棄物(廃石膏ボード)の処理について

- 1) 解体工事等で発生したアスベストを含む廃石膏ボードは非飛散性アスベスト廃棄物となりますので、管理型処分場での処分が可能です。（特別管理産業廃棄物には該当しません。）
- 2) アスベストを含む廃棄物は溶融処理を行なった物以外はリサイクルできませんので、アスベストを含む廃石膏ボードはリサイクルできません。管理型処分場での処分を行なって下さい。

以上